

## 錦江町奨学生募集

教育課（教育総務チーム）  
電話 0994-22-0517  
支所教育課（支所教育チーム）  
電話 0994-25-2511

### 3 応募の資格

奨学金の貸付を受ける生徒は、高等学校及び大学（高専、短大、専門学校及び大学院を含む。）に在学中の者で、次に掲げるものとする。

- ① 経済的理由により就学困難な者
- ② 勉学に努力し、学力、品行が極めて優秀かつ心身共に健全である者
- ③ 本町に本籍を有する者の子弟で、かつ、願い出の年の1月1日現在で本町に3年以上在住するもの

償還は、半年賦又は年賦によるものとする。ただし、全額又は一部を繰り上げて返還することができる。

### 5 提出書類

- ① 錦江町奨学資金貸付願出書
- ② 錦江町奨学生推薦調書

### 6 申請の手続き

前項の提出書類を作成の上、平成20年3月31日までに教育委員会教育課または支所教育課へ提出してください。

### 7 採用予定者の決定及び通知

平成20年4月30日までに採用予定者を決定し、本人に通知します。

### 1 趣旨

平成20年度錦江町奨学生募集要項が次のとおり決まりました。希望される方は、教育委員会教育課または支所教育課まで申し出てください。

### 2 趣旨

この奨学制度は、学業及び人物が優れているにもかかわらず、経済的理由によって就学が困難な学生・生徒に対して奨学資金の貸付を行い、もって本町教育の発展を図るものである。

### 3 趣旨

奨学資金は、無利子とし、卒業した年度の翌年度から次の期間内で償還しなければならない。

- ① 高等学校在学期間に貸付けを受けた者……………5年
- ② 大学在学期間に貸付けを受けた者……………5年
- ③ 高等学校及び大学在学期間を通して貸付けを受けた者……………10年

### 2 奨学金の種類・貸付月額

大学奨学生  
月額20,000円以内

### 3 高校奨学生

月額15,000円以内



## 青色申告のお勧め

住民税務課（税務チーム） 電話 22-3037  
住民生活課（税務チーム） 電話 25-2511

（その年の1月16日以降新たに開業した方は、開業の日から二ヶ月以内）に「青色申告申請書」を所轄の税務署へ提出していただくだけで結構です。

詳細については、最寄りの税務署や税務相談室にお気軽にお尋ねください。

〈鹿屋税務署〉  
☎0994-42-3127  
〈税務相談室（鹿児島分室）〉  
☎099-255-8118

所得税の申告の中に「青色申告」という制度があるのをご存知でしょうか。

これは、事業所得や不動産所得又は山林所得のある方が一定の帳簿に毎日の取引を記録し、その記録に基づいて申告すれば、所得や税額の面でいろいろ有利な取扱いが受けられるという制度です。

節税につながることはもちろん、帳簿を付けることにより、経営の合理化にも大変役立ちます。

まだ、この制度を利用されていない方には、是非お勧めします。

開始の手続は、青色申告を始めようとする年の3月15日まで

